

介保第 183 号
令和3年8月20日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者 様

奈良県 医療・介護保険局 介護保険課長
(公印省略)

高齢者福祉施設・介護サービス事業所における
新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症への取り組みにご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月27日から行っている「新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置」について、これまで積極的な取組をお願いしておりますが、全国的にかつてない勢いで感染が拡大しています。特に大阪などの都市部における増加は爆発的で、その影響を受ける奈良県など周辺においても、感染者が急増しています。

この難局を乗り越えるためには、県民一人ひとりが、適切な危機感を持ち、感染拡大を食い止めるという強い思いを持って、行動に移していただくことが重要です。

このたび、8月31日までを期限としていた「奈良県緊急対処措置」を大阪府などにおける「緊急事態宣言」等の実施期間にあわせて、9月12日まで継続し、さらなる感染拡大を阻止すべく、適切な危機感を強く持ち、引き続き市町村と連携して事態に対処することといたしました。

現在、県内においても感染力が強いとされるデルタ株の割合が8割まで増えており、一層の細心の注意が必要です。本日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定した「コロナ感染者の急増に負けない対処」の p.56 にも記載されていますとおり、高齢者施設等の管理者におかれましては、これまでの取り組みに加え、面会に関する感染防止策の徹底を特にお願ひ申し上げます。

なお、面会の実施につきましては「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、令和2年10月16日付奈良県医療・介護保険局介護保険課長 介保第231号）において、また面会の事例集及び留意事項については、「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」（令和3年7月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡、令和3年7月21日付奈良県医療・介護保険局介護保険課長 介保第159号）において示されていますので改めてお知らせします。

また、新型コロナウイルス感染症対策「コロナ感染者の急増に負けない対処」の全文は、以下URLに掲載しております。

(<http://www.pref.nara.jp/59123.htm>)

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--